

我が国における食料供給と 輸入麦の政府売渡価格について

平成 2 0 年 8 月

農林水産省

I 我が国における食料供給について

1	我が国の食料自給率は主要先進国の中で最低水準	1
2	世界の穀物需給・価格動向の変化とその構造的要因	2
3	食料の国際需給の動向と我が国の食品価格への影響	6
4	我が国と諸外国の物価動向の比較	7

II 輸入麦の政府売渡価格について

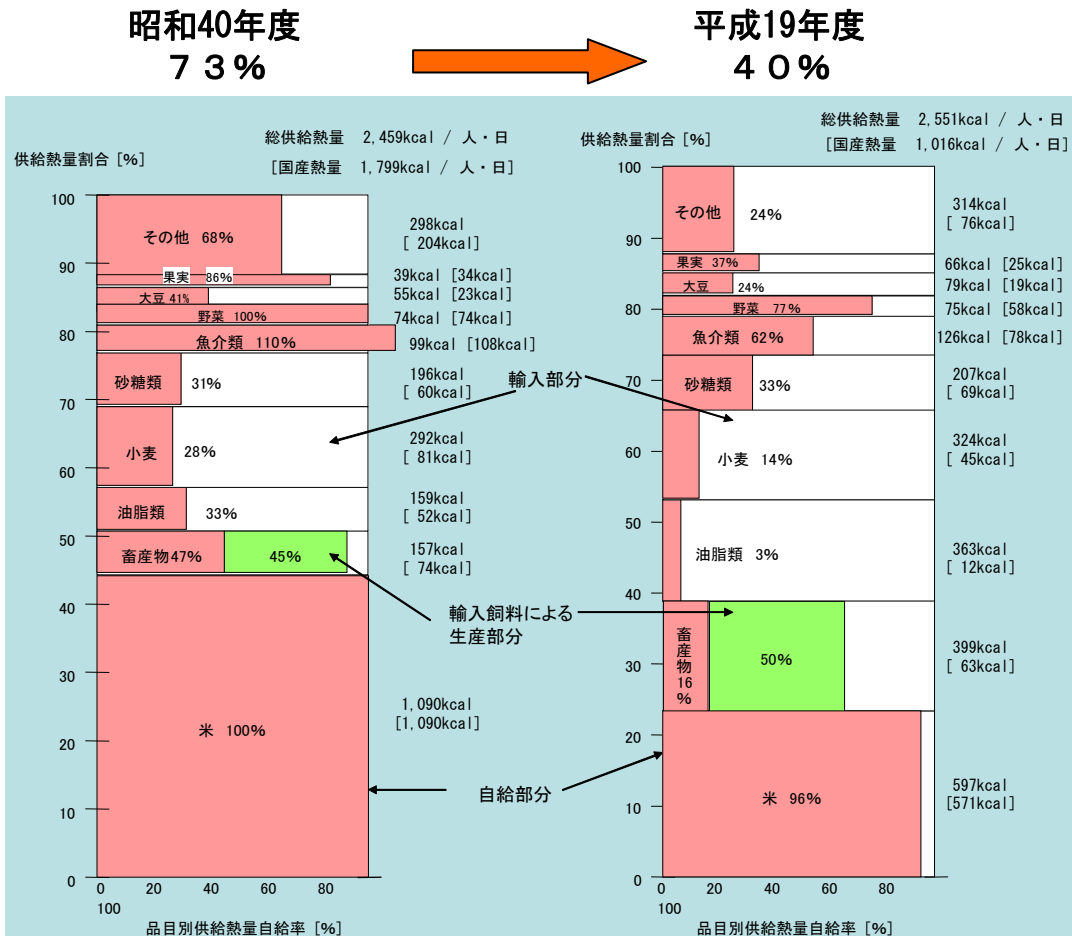
1	輸入麦の売渡制度	9
2	今回の価格改定	10
3	価格改定の円滑な浸透のための措置	11

I 我が国における食料供給について

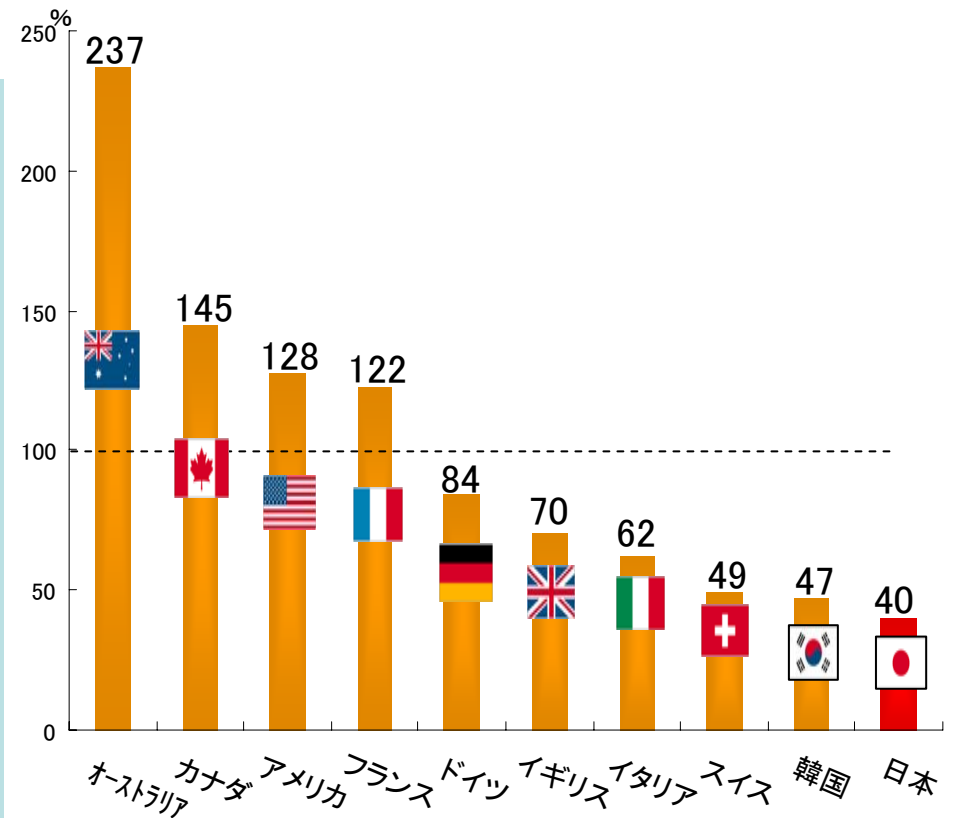
1 我が国の食料自給率は主要先進国の中で最低水準

- 我が国の自給率は、食生活の変化により、戦後大きく低下し、現在は40%(カロリーベース)と、主要先進国の中で最低水準となっている。
- 食料供給の相当割合を輸入に依存する以上、国際的な穀物需給、価格動向に関心を持つ必要がある。

○食料自給率（品目別・カロリーベース）と供給熱量構成の変化



○主要先進国の食料自給率



注：日本以外のその他の国についてはFAO“Food Balance Sheets”等をもとに農林水産省で試算。ただし、韓国については韓国農村経済研究院“Korean Food Balance Sheet”による。
数値は2003年(日本は2007年度、韓国は2002年)のもの。

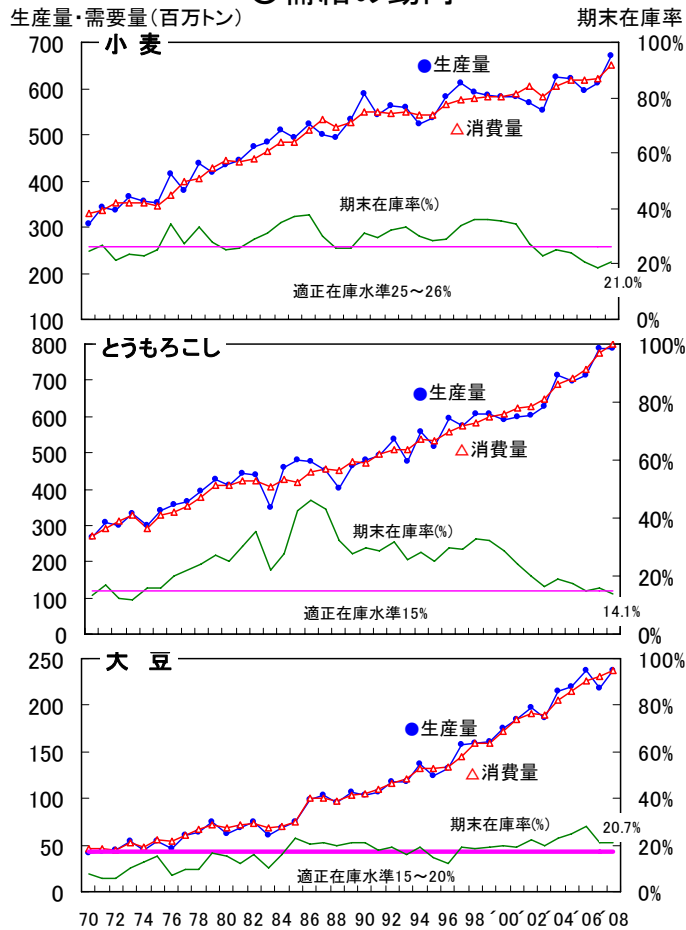
資料：農林水産省「食料需給表」

※ の箇所が国内自給分

2 世界の穀物需給・価格動向の変化とその構造的要因

- 小麦、とうもろこし、大豆の国際価格は、在庫率の低下や穀物全体の需要増等の影響により、2006年秋頃から上昇基調で推移している。現在も高水準にあり、当面、この水準が続くものと見込まれている。
- その背景には、① 中国やインド等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大、② 世界的なバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大、③ 地球規模の気候変動の影響 といった中長期的に継続する構造的な要因があるものと考えられる。このため、世界は穀物の争奪戦のような状態となっている。
- また、穀物市場への投機資金の流入が、最近の価格急騰の一因になっているとの見方もある。

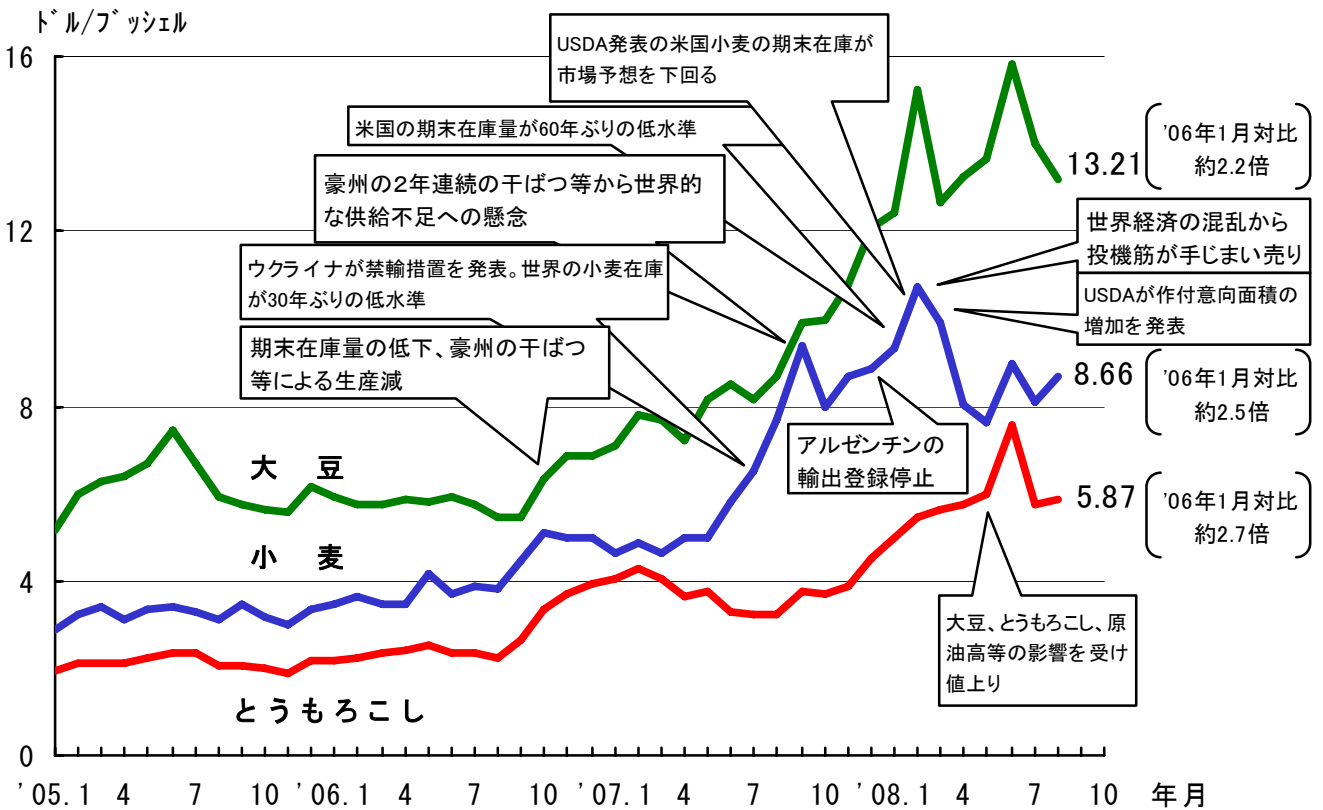
○需給の動向



資料：米国農務省調べ(2008年8月)

適正在庫水準はFAOによる。(大豆の数値は日本の貿易関係者の目安。)

○シカゴ相場の推移



資料：シカゴ商品取引所

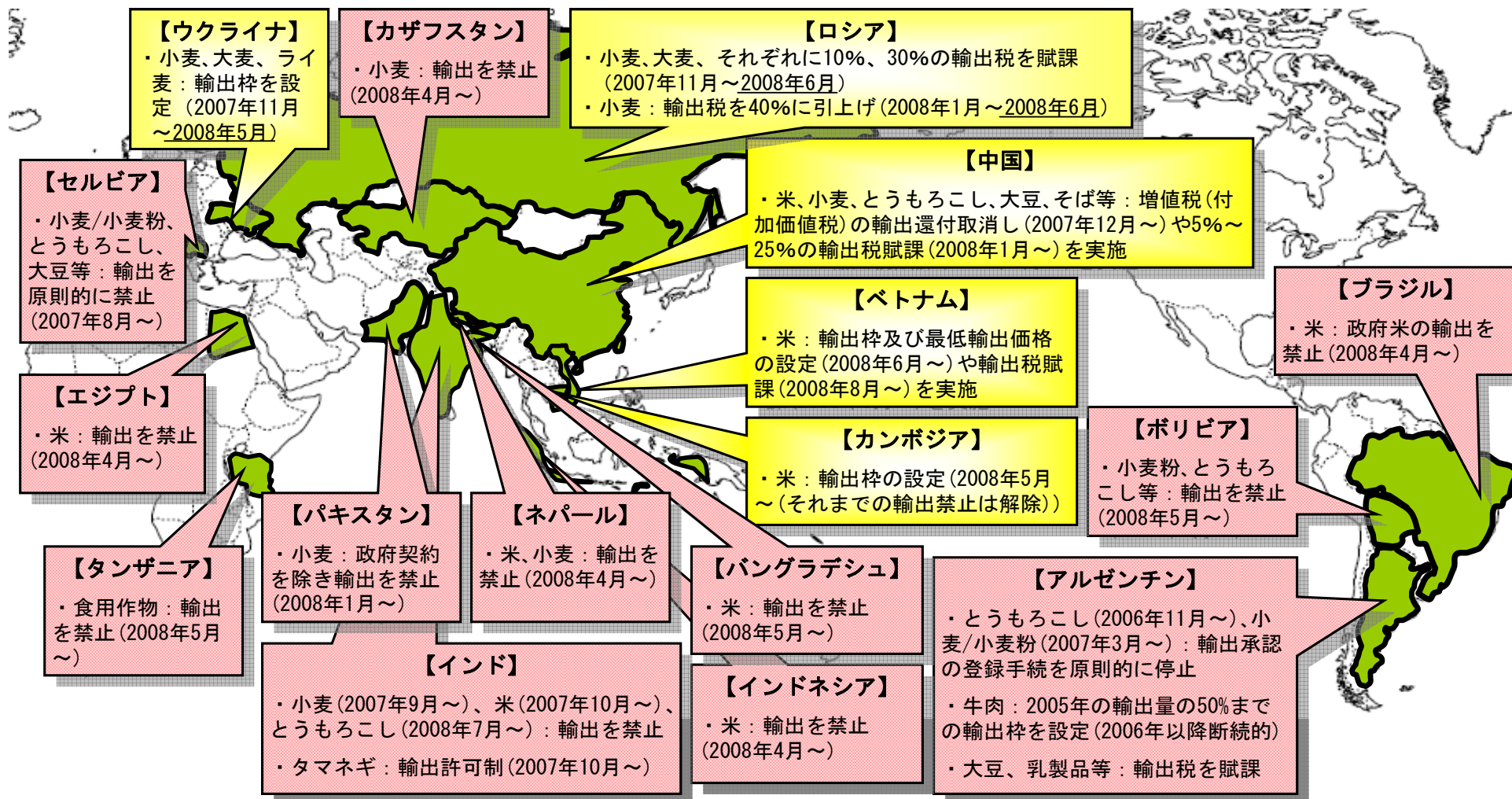
注：価格は、各月最終週末の期近価格('08年8月は、8月22日の価格)

1ブッシェルは、小麦・大豆は約27.2kg、とうもろこしは約25.4kg

輸出国においても自国内の供給を優先

- 世界的に食料需給がひっ迫し、農産物の国際価格が史上最高水準に達している中で、輸出国では、自国内の供給確保と価格安定を優先し、輸出制限等の動きがみられている。
- このため、輸入国では、必要な輸入量を確保することが最重要課題となっている。

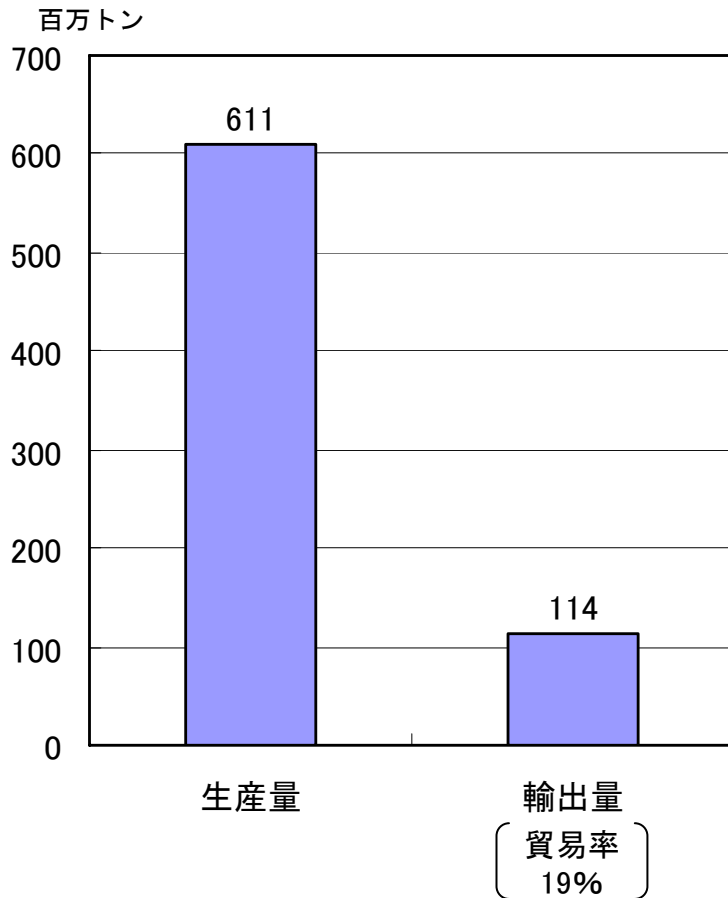
○農産物の輸出規制の現状



世界の小麦貿易の状況

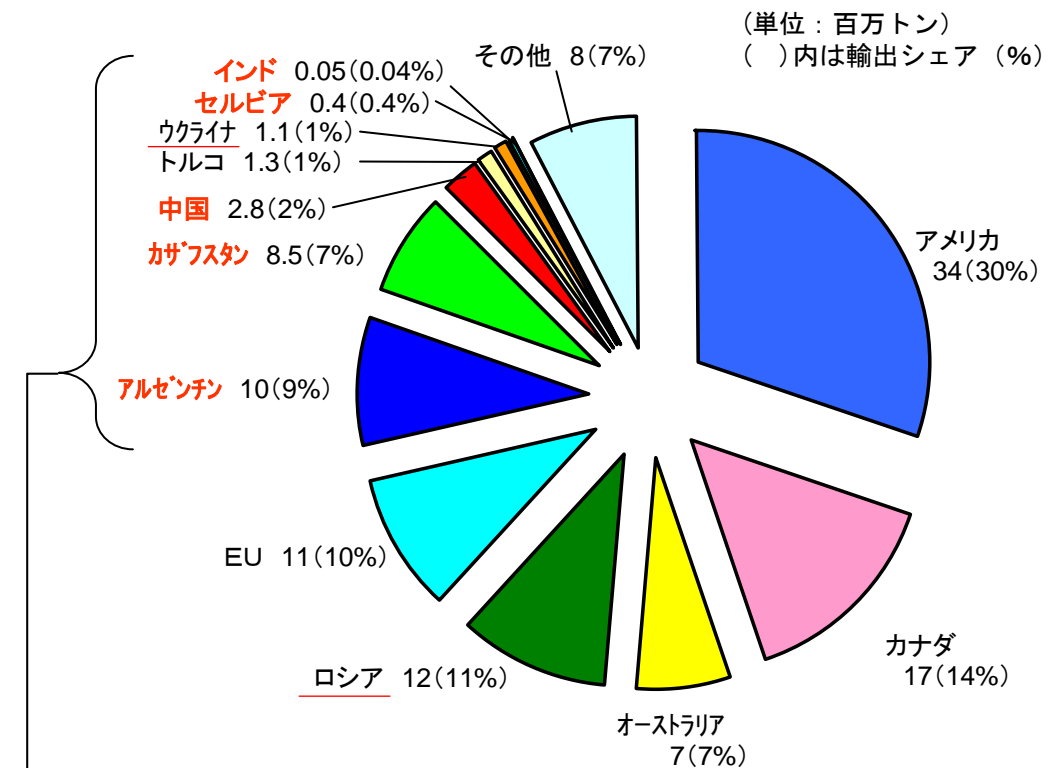
- 小麦の貿易量(輸出量)は、世界の生産量全体の2割程度となっている。
- 輸出量については、上位10カ国が、全体の9割以上のシェアを占めている。また、なんらかの輸出規制を行っている輸出国のシェアは一時3割にも達し、最近になってロシア等の規制解除があったが、現在も約2割を占めている。

○世界の小麦の生産量と輸出量
(2007/2008年見込)



資料: 米国農務省調べ(2008年8月)

○小麦の国別輸出量
(2007/2008年見込)



◎ 現在、何らかの輸出規制を行っている国 (赤字) の輸出シェア 19%
 ※ロシアは6月まで、ウクライナは5月まで輸出規制を実施
 ロシア、ウクライナを含めた場合の輸出国シェアは31%

国家貿易による麦の安定供給

- 麦については、政府が一元的に輸入を行っており、輸出国との信頼関係等から、現在のタイトな需給状況においても、安定的な輸入が行われているが、引き続き、必要量を確保するため、政府は、輸出国と年間取引数量についての協議等を行っているところである。
- また、主に中華麺用等(準強力粉)に使われているオーストラリア産の強力小麦(プライム・ハード(PH))については、2年連続の大干ばつにより従来の輸入量を確保できない状況となっているが、代わりに、アメリカ産の強力小麦((ダーク)ノーザン・スプリング(DNS))等を確保し、安定供給を図っている。

○政府による輸入麦の必要量確保のための対策

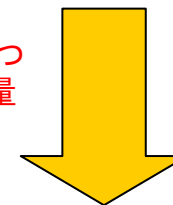
1. 我が国の小麦輸入は、国家貿易により政府が一元的に輸入を行っており、
 - ・支払いについての信用不安がゼロ
 - ・契約キャンセルを行わない
 - ・年間を通じ平均的に買付けを行う等から、輸出国・輸出業者から大きな信頼を得ており、また、
 - ・オーストラリア、カナダにおいては、一元的な国家貿易が行われており、国対国の関係でトータルの交渉が容易であることから、安定的な輸入が確保されている。
2. また、現在のタイトな需給状況においても、引き続き必要な輸入量が確保できるよう、輸出国の輸出機関・輸出業者に対し、今後の買付見込数量を提示・協議し、調達の目途をつけるよう努力しているところ。
特に需給がタイトな銘柄については、2008年産の新穀が出回るまでの必要量を早期に確保するように対応。

○輸入麦の銘柄間の代替

オーストラリア産プライム・ハード(PH)

- ・準強力粉(主に中華麺、餃子の皮用)の原料に使用。
- 2006年度輸入量 28万トン

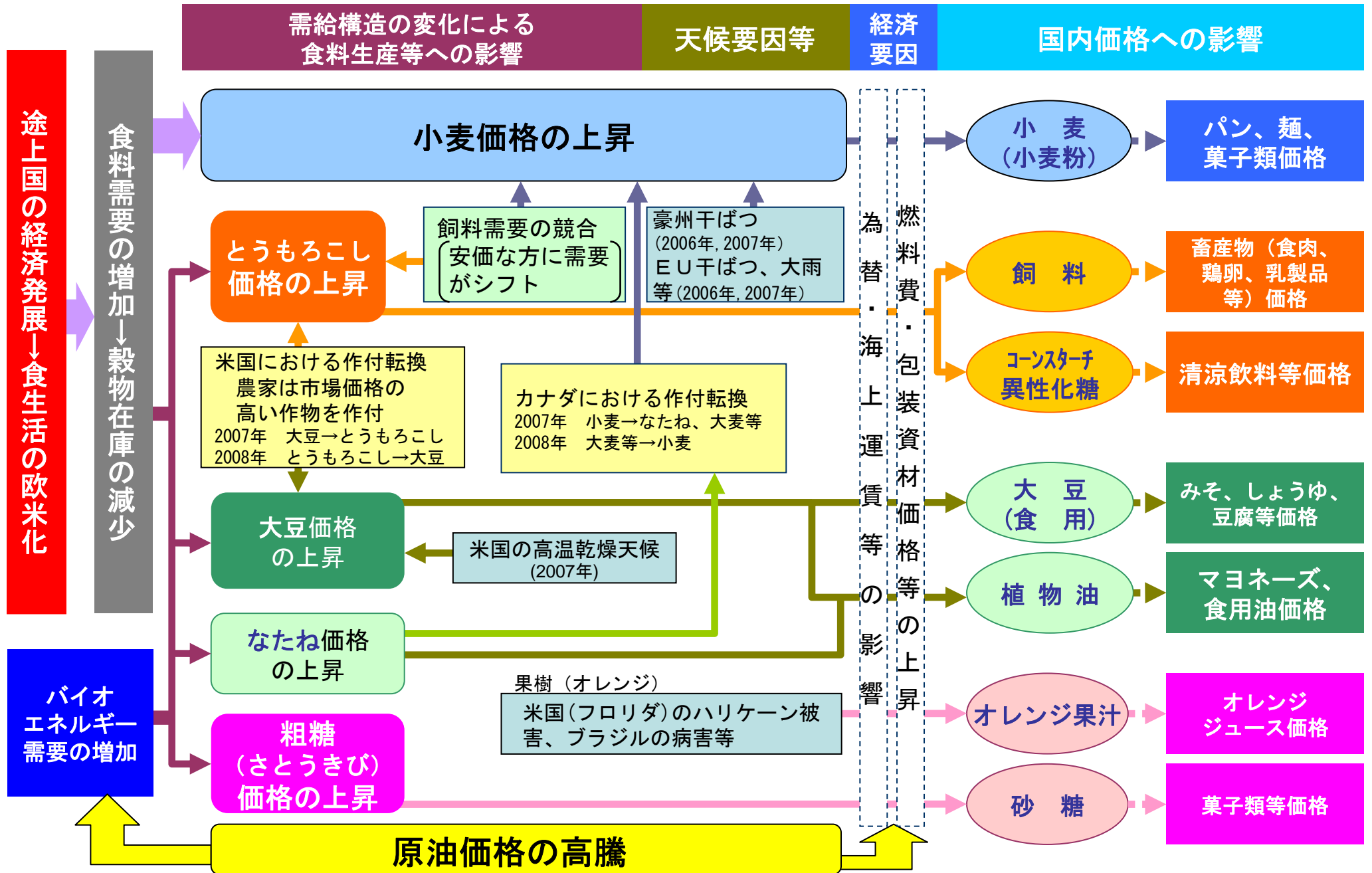
- ・二年連続の大干ばつにより、PHの生産量が大幅に減少



PH '07/'08年産輸入見通し 1万トン程度

- ・生産量が減少したPHに代えて、アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング(DNS)等、他の銘柄を確保し、安定供給を図っている。

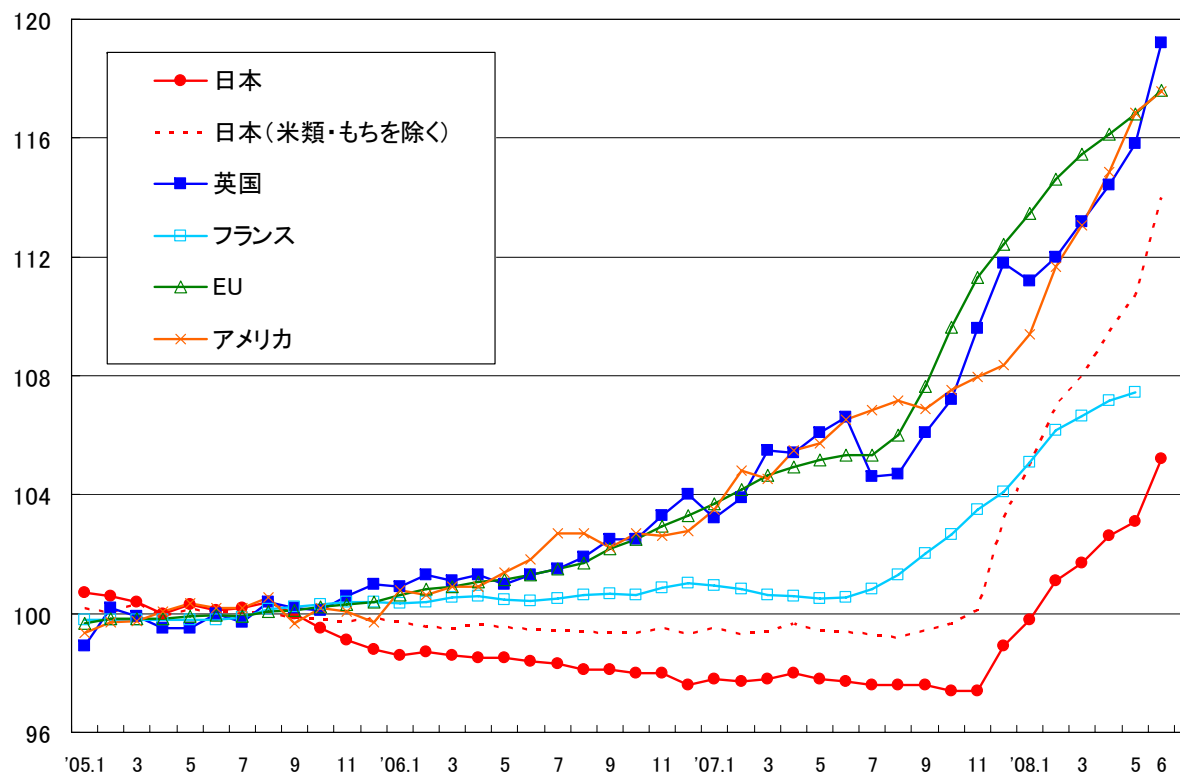
3 食料の国際需給の動向と我が国の食品価格への影響



4 我が国と諸外国の物価動向の比較

- 穀物製品の消費者物価指数の動向をみると、諸外国では一昨年から上昇を続けている。一方、我が国では横ばいないし低下で推移してきたが、昨年12月以降、上昇に転じている。

○ 諸外国における穀物製品の消費者物価指数(CPI)の推移
(2005年=100)



資料:総務省「消費者物価指数」、EU「EUROSTAT」、米国労働省「LABSTAT」

- 食料品の内外価格差をみると、我が国の価格を100とした場合に、以前は、諸外国の価格は70～90程度であったが、逆にここ数年は100を上回り、我が国よりも価格水準が高くなっている状況もみられる。
- また、最近のハンバーガーの価格をみると、諸外国の価格の方が相当割高になっている。

○食料品の内外価格差の推移

(東京=100)

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	ジュネーブ	シンガポール	ソウル
1991	71	74	70	—	—	—
1992	72	69	75	—	—	—
1993	71	66	66	—	—	—
1994	70	65	78	—	—	—
1995	75	70	83	—	—	—
1996	80	79	86	102	—	—
1997	87	92	85	103	—	—
1998	73	78	77	95	—	—
1999	70	70	65	86	—	—
2000	78	66	59	84	—	—
2001	95	75	74	105	—	—
2002	89	77	79	108	66	—
2003	92	84	89	122	57	—
2004	87	78	93	129	58	—
2005	109	83	105	123	70	—
2006	120	98	117	128	89	114

資料：農林水産省調べ

注：1991年以降継続的に調査を行っているのは、ニューヨーク、ロンドン、パリの3都市のみである。

○諸外国におけるハンバーガー価格の比較

(単位：US\$)

国名	価格
E U	5.34
英国	4.57
カナダ	4.08
米国	3.57
オーストラリア	3.36
日本	2.62 (280円)

資料：「Economist」(米国)(2008年7月時点)

注：価格は、各国の現地価格(現地通貨)をUS\$換算したもの。
EUについては、EU域内の平均価格。

Ⅱ 輸入麦の政府売渡価格について

1 輸入麦の売渡制度

- 平成19年4月から、輸入麦の政府売渡価格は相場連動制に移行。国際相場の変動の影響を緩和するため、価格改定は当面年2回とするとともに、過去8ヶ月の平均買付価格をベースに算定。
(8ヶ月平均をとることにより、激変緩和効果)

○ 価格改定ルール

項 目	内 容
年間価格改定回数	年2回(4月,10月)
買付価格算定期	価格改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月

2 今回の価格改定

- 20年10月期の政府売渡価格については、価格改定ルールに基づき、直近8ヶ月(19年12月～20年7月)の平均買付価格をもとに試算すると、主要5銘柄平均で現行価格比23%の上昇となるが、今回については、物価高騰問題も柱とする「安心実現のための緊急総合対策」の一環として引上げ幅の特例的な圧縮を行うこととし、改定率を全銘柄一律に現行価格比+10%とする。

○ 20年10月期の政府売渡価格

(単位:円/トン(税込み))

銘柄(主な用途)	20年4月期の 売渡価格	20年10月期の 売渡価格	(参考) 直近8ヶ月(19年12 月～20年7月)の買 付価格をもとに試算 した場合の改定率
アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング (主にパン・中華麺用)	70,450	77,500 (+10%)	(+26%)
カナダ産ウエスタン・レッド・スプリング (主にパン用)	73,130	80,440 (+10%)	(+26%)
アメリカ産ハード・レッド・ウインター (主にパン・中華麺用)	67,830	74,610 (+10%)	(+17%)
オーストラリア産スタンダード・ホワイト (主に日本めん用)	69,590	76,550 (+10%)	(+18%)
アメリカ産ウエスタン・ホワイト (主に菓子用)	61,090	67,200 (+10%)	(+27%)
5銘柄加重平均価格	69,120	76,030 (+10%)	(+23%)

注:()内は20年4月期の売渡価格に対する比率である。

3 価格改定の円滑な浸透のための措置

- 今回の価格改定にあたって、その背景・内容等が広く周知されるよう関係業界、消費者団体等に対して農林水産大臣名による文書を発出するとともに、個別にも説明を実施することとしている。
- また、本年2月から設置している農林水産省内の専門の相談窓口において、製造業者等からの経営等に関する各種相談を受け付けることとしている。

○農林水産大臣名による文書の発送等

20年10月期の政府売渡価格の改定に当たって、改定の背景・内容等が広く周知されるとともに、昨今の原材料価格の高騰等も踏まえた麦加工食品等の適正な価格形成がなされるよう、量販店等も含め関係業界や消費者団体等に対して、農林水産大臣名による文書を発送するとともに、個別にも説明を実施。

○相談窓口の設置

今後の麦関係企業の経営の安定等に資するよう、農林水産省内に相談窓口を設置。

<設置場所>

農林水産省総合食料局

<設置日>

平成20年2月15日

<相談内容>

- ① 優越的地位の濫用等の独占禁止法・下請代金法違反の疑いのある行為があった場合の公正取引委員会への情報提供
- ② 政府系金融機関の融資制度等の紹介
- ③ 国際相場の動向や価格改定理由の説明、関連資料の提供 等